

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**みんなが主役！
みんなで作る 人にやさしいまち横手**

当市では、平成27年に策定された第2次計画において、「地域に住むみんなのしあわせ」を願って地域福祉を推進してきました。また、第2次横手市総合計画においても、「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、幸せな地域社会の実現を目指してきました。

第3次計画では、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できるしくみを構築することで、市民の豊かな暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すことが重要となります。

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが「地域を担う主役」であるという意識のもと、これまでの地域福祉分野における取り組みを踏まえ、第2次計画の基本理念を踏襲し、『みんなが主役！みんなで作る 人にやさしいまち横手』を掲げ、地域福祉を推進していきます。

【みんなが主役】

私たち一人ひとりが、自分の住む地域に関心を持って、地域を守り、育てていくために自分には何ができるかを考える。つまり『私とその地域を担う「主役」である』という意識を持つことが大切です。地域を見つめ、自分を見つめ、そうした中で自分にできることを考え、行動しようとするのが重要です。

【みんなで作る】

地域のしあわせは、一部の人たちの努力や、特定の団体、行政の力だけでは実現できません。その地域に住むみんなをかけがえのない仲間としてともに歩む意識が必要です。そして、お互いの立場や思いを理解し、尊重しながら、それぞれの持ち味を活かし、力を合わせる事が大切です。地域のことをみんなで考え、みんなで行動し、地域のきずなづくりを目指します。

【人にやさしいまち横手】

この計画が目指すのは、お互いを思いやるやさしさのある横手市です。その地域に住む誰もが手をつなぎ、思いやりを持ってお互いを支えあうまち。市民みんなが誇れるまち。そんな心豊かで温かみのある横手市を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、4つを基本目標として掲げ、横手市における福祉のまちづくりを進めていきます。

また、基本目標を達成するために、基本目標ごとに基本方針を設定することにより、地域福祉に関する各施策の方向性を定め、具体的事業の推進を図ります。

「ひと」から始まり、その「ひと」が住む「地域」、その「ひと」が集まる「団体・ネットワーク」、その「ひと」を支える「しくみ」というテーマで、基本目標を設定します。

【基本目標1】 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

～ テーマ ～
ひと・こころづくり

【基本方針】

1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成
2. 地域福祉の推進を担う人材の育成

すべての市民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。

また、地域社会において、高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域住民がお互いに助けあい、支えあう社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となるため、地域福祉の推進を担う人材育成を進めていきます。

【基本目標2】 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

～ テーマ ～
地域づくり

【基本方針】

1. 住民主体による支えあいの促進
2. 災害時に備えた地域づくりの推進

近年多発する大規模地震や自然災害に備えることも含め、人と人が支えあい・助けあうことができる地域となるよう、地域交流を促進します。

地域の行事などを通じ、世代間の交流を図り地域のつながりの構築や災害時に備えた支えあいの体制をつくります。

地域や共助組織等、みんなで助けあう除雪活動を推進することにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【基本目標3】 みんなが集い、ともに支えあう地域のきずなをつくろう

～ テーマ ～
 団体・
 ネットワークづくり

【基本方針】

1. 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上
2. 緊急時にも対応する支援体制の構築

地域福祉を推進していくためには、市民の福祉意識の向上と行政、自治会・町内会、ボランティア団体・NPO法人などとの連携、協働が不可欠です。

福祉サービスを必要とする方が、適切なサービス・情報を得られるよう、各関係機関が連携し、地域の状況に合わせた福祉のネットワークづくりを進めていきます。

緊急時に支援が必要な方を支えるため、地域での要援護者の把握と見守り活動を推進します。

【基本目標4】 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

～ テーマ ～
 しゅくみづくり

【基本方針】

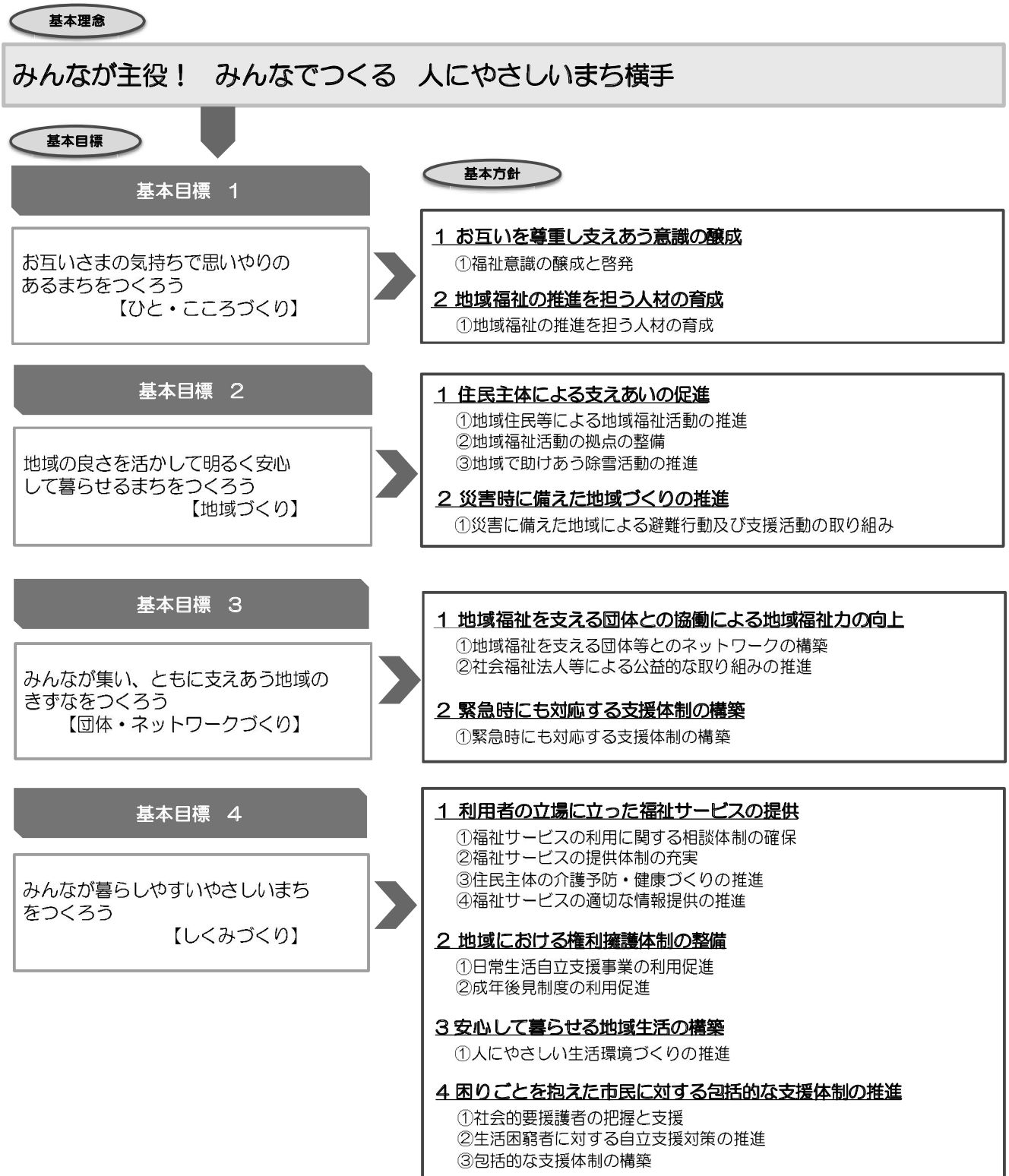
1. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供
2. 地域における権利擁護体制の整備
3. 安心して暮らせる地域生活の構築
4. 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくりまします。

除排雪体制の充実や地域公共交通の利便性向上を図り、暮らしやすいやさしいまちづくりを進めます。

3 計画の体系

4つの基本目標それぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取組方針と役割分担を明らかにします。



4 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の役割

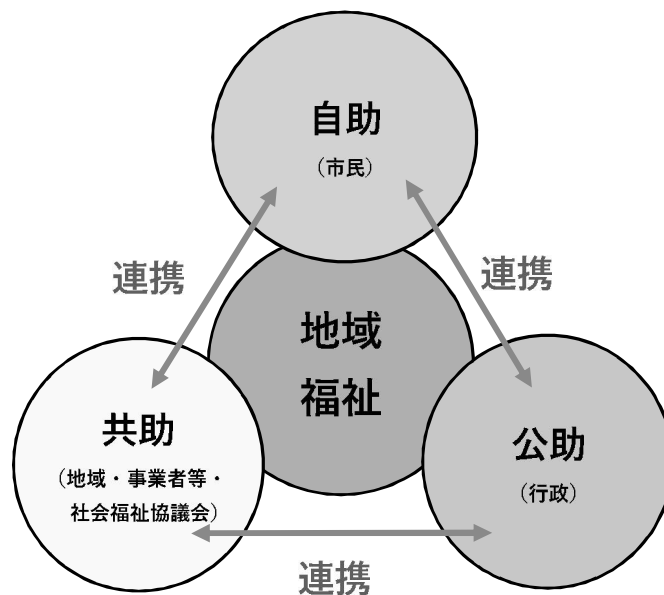
基本目標の達成のためには、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、協働・連携して取り組んでいく必要があります。市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」の連携した福祉活動を推進します。

市民の役割	<p>地域福祉推進の主役である市民は、福祉に対する意識や認識を高め、自らが福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという意識も併せ持つことが大切です。</p> <p>そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている方を気にかけてたりするなど、身近なところから心がけ、主体的な自治会・町内会への加入や地域活動への参加など隣近所と日常的にコミュニケーションをとる、地域の活動や行事に積極的に参加するなど、自分たちの力でできるものは、自らが行います。</p>
地域の役割	<p>地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブ、地域ボランティア団体をはじめとする地域コミュニティは、地域で行う活動や行事を通じて、住民同士のつながりをつくることによって、その地域ならではの地域課題の把握や掘り起こしが可能です。それぞれのコミュニティが抱える課題を明らかにし、ボランティア団体・NPO等の各種団体、行政、社会福祉協議会などと共有することで課題の解決を図り、地域福祉を推進します。</p>
事業者等の役割	<p>福祉サービス提供事業者は、多様化するニーズに的確に対応することが求められており、利用者の立場に立ったサービスの質の確保とともに、関係機関との連携による総合的なサービスの提供に取り組めます。</p> <p>社会福祉法人は、利用者への福祉サービスの提供に留まらず、地域における公益的な取り組みを通して、地域における様々な課題や福祉ニーズに、その専門性を活かして総合的に取り組めます。</p> <p>民間の企業などにおいても、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域社会の一員として、固有の技術などを活かした奉仕活動や地域活動に積極的に取り組めます。</p>

◆第3章 計画の基本的な考え方

<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>社会福祉協議会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指して活動に取り組めます。多様なニーズに応えるため、様々な福祉活動の推進や福祉サービスの提供を行い、市及び地域のあらゆる団体や組織と連携しながら、総合的な支援体制づくりに努めます。また、ネットワークを活かしながら、市民とともに地域における福祉課題の把握と解決に向け、地域福祉活動を推進していきます。</p>
<p>行政の役割</p>	<p>行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。そのため、市民の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉を推進する団体や関係機関等と相互に連携や協力を図り、地域福祉の促進に努めます。また、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめとした関係部署等と連携しながら複合的な課題に対応する体制を強化し、地域福祉の推進に向けた施策を展開していきます。</p>

私たちは、それぞれの役割を果たしながら、自助・共助・公助の連携した地域福祉活動に取り組めます



5 地域福祉活動圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「家族・隣近所」、「自治会・町内会」、「小学校区・公民館」、「各地域局・各福祉センター」、「各地域包括支援センター」、「市全域」からなる圏域ごとの取り組みや各圏域の連携による取り組みによって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■地域福祉活動圏域

